

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1かごしまの農業未来創造支援事業の項の下部に補助事業名の欄中「国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業」を、同項補助対象経費の欄中「国産野菜の強靱なサプライチェーンの構築に必要な実需者のニーズに対応した品種の栽培実証、農業機械や予冷・貯蔵庫のリース導入、生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入に要する経費」を、同項補助対象者の欄中「農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体、公社、民間事業者、特認団体、コンソーシアム」を、同項補助要件の欄中「国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策補助金交付等要綱（令和6年12月27日付け6農産第3550号農林水産省農産局長通知）及び国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業実施要領（令和6年12月27日付け6農産第3551号農林水産省農産局長通知）に基づくもの」を、同項補助率又は補助額の欄中「予算で定める額以内」を追加して改める。

附 則

この告示は、令和7年6月27日から施行し、改正後の鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の表第1国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業の項の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。